

業務及び財産の状況に関する説明書類

第 17 期 令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日まで

令和 6 年 8 月 30 日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名 **監査法人アヴァンティア**

所在地 東京都千代田区三番町 3 番地 8

代表者 小笠原 直

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 目的

当監査法人は、次の各号に掲げる業務を行うことをその目的としております。

- ① 公認会計士法第 2 条第 1 項の業務
- ② 公認会計士法第 2 条第 2 項の業務
- ③ 公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

(2) 沿革

平成 20 年 5 月 16 日 設立
現在に至る。

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

当監査法人は無責任監査法人であります。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当監査法人では、一般事業会社の監査証明業務を中心とした保証業務を提供しております。監査証明業務に係る当事業年度末の監査契約先は 100 社（前期末比 8 社増加）であり、売上高の 95.8% が同業務にかかるものであります。

また、非保証業務として IPO 支援業務や財務デューデリジェンス業務等を提供しております。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

特記事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

令和6年6月30日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	うち大会社等の数
① 金商法・会社法監査	38 社	37 社
② 金商法監査	—	—
③ 会社法監査	17	—
④ 学校法人監査	—	—
⑤ 労働組合監査	—	—
⑥ その他の法定監査	4	—
⑦ その他の任意監査	41	—
計	100	37

(4) 非監査証明業務の状況

区分	対象会社等数
大会社等	4 社
その他の会社等	23
その他	2

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

当監査法人は、個々人における職業的懐疑心の発揮を組織的に促進することができる適正規模の監査法人として、業界最高水準の品質のサービスを提供することを志向して法人運営を行っており、そのために必要な組織体制の構築及び人財の育成を行っております。

監査業務の品質の管理及び法令遵守については特に配慮しており、適切な内部規程を定めるとともに、その周知徹底により業務の執行の適正を確保するための万全の体制を整備しております。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 品質管理に関する責任

当監査法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定めており、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任については、法人代表CEOが最終的な責任を負っております。また、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任部署として、品質管理部を設けております。

② 職業倫理及び独立性

a 職業倫理

当監査法人は、監査基準をはじめ、関係法令及び日本公認会計士協会が定める倫理規則等の諸規則を遵守するよう規程を定め、日常的に職業倫理及び独立性の重要性を全ての職員に伝達するとともに、研修を実施することにより、その遵守について周知徹底を図っております。

b 独立性

当監査法人は、独立性の保持については、品質管理部が厳格に管理しており、全職員に対して年に1回（7月）、独立性を確認しております。

c ローテーションの方針及び手続

当監査法人は、監査業務の長期間の関与による馴れ合いを防止する趣旨からローテーション・ルールを設けております。大会社等の監査業務については、チームメンバー及び審査担当社員（レビュー・パートナー）のローテーションを下表の期間に従い実施しております。

役割	最長関与期間	インターバル期間
筆頭業務執行社員	7年	5年
業務執行社員	7年	2年
審査担当社員	7年	3年
監査補助者	12年	2年

また、上記以外の会社についても、関与期間が長期にわたる場合には、品質管理部において交替の必要性についての検討を行うこととしております。

③ 監査契約の新規の締結及び更新

当監査法人は、独立性に問題がないことを前提として、経営者の誠実性、ビジネスモデル、ガバナンス、コンプライアンス、決算内容等を十分に確認し、監査リスクの評価を適切かつ厳格に行うとともに、当監査法人の受入能力及び監査報酬等を含め、総合的に勘案した上で、所定の規程に基づく承認手続を経て、監査契約の新規の締結及び更新の可否を決定しております。

④ 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任

a 専門要員の採用

当監査法人は、監査業務を遂行するのに必要な能力・適性、そして何よりも誠実な人財を選考するため、人財基本方針に基づき、優秀人財の採用を行っております。

b 専門要員の教育・訓練

当監査法人は、人財開発室において、教育研修・訓練の計画立案、実施を行っており、継続的な職業的専門家としての能力開発及び実務経験が得られるよう指導しております。また、専門要員に対し、CPD履修義務達成要件を満たしていることを品質管理部において確かめております。さらに、監査の職業的専門家を越えた広くビジネスに通用するための教育研修・訓練も行い、リスク感覚、バランス感覚を醸成しております。

c 専門要員の評価

当監査法人は、監査業務の品質や職業倫理（独立性を含む。）を遵守することに配慮しながら、能力を高め業務刷新に寄与した人財を正当に評価するために必要な業績評価制度を導入しており、人事評価会議において、その業績評価結果を基に厳正に昇進・処分等を行っております。

d 専門要員の選任

当監査法人は、被監査会社の特性、パートナーの能力、リソース、ローテーション規制の遵守等を考慮し、事業推進部長が品質管理部長と協議の上、被監査会社ごとに適切な業務執行社員の選任を行い、COOが決定する体制としております。

また、補助者についても、被監査会社の特性、監査補助者の監査経験・能力・適性、リソース、成長機会の提供及びチームとしてのバランス等を勘案して監査補助者を選任しております。

⑤ 業務の実施

a 監査業務の実施

当監査法人は、監査業務の質を合理的に確保するために必要な技法及び情報としての監査マニュアル等を定めております。当該監査マニュアル等は、監査環境に即応すべく品質管理部が適時に改定を行うことで、我が国の最新の監査基準に合致したものとなっております。

業務執行社員は、当該マニュアル等に基づいて、監査補助者に対し適切な指示及び監督を行うとともに、監査調書が適切に作成されていることをレビューにより確かめております。

b 監査業務支援のための組織体制

当監査法人では、品質管理部が、監査の品質向上のため、独自の標準様式等の規程、手続及びツールを開発するとともに、会計上の問題についても、相談受付を行い、迅速な解決に向けた対応を実施しております。

また、進行中の個々の監査業務について適時に不備を指摘し是正を促す「運用モニタリング」に特に注力しており、タイムリーな不備の是正を通じて監査品質の向上を図っております。

c 専門的な見解の問い合わせ

当監査法人は、判断に困難が伴う重要な事項等については、原則として品質管理部が取りまとめることとし、監査チームまたは品質管理部が当監査法人内外の専門家との討議などを通じて、専門的な見解を得ることとしております。

d 監査上の判断の相違

当監査法人は、業務執行社員とレビュー・パートナー又は審査会との間や専門要員間及び専門的な見解の問い合わせの依頼者と助言者との間で、監査上の判断の相違が発生した場合には、それが解決しない限りは監査報告書を発行しない体制となっております。早期に監査上の判断の相違を識別し、その解決に向けて最大限の努力を行うようにしております。

e 監査業務に係る審査

当監査法人は、業務執行社員の意見形成を客観的に評価するため、審査を実施しております。審査は、レビュー・パートナーによる審査を原則としておりますが、監査リスク等を勘案して当監査法人が定める一定の事項に該当する場合には、リスクに応じてより実効性のある審査を実施するという趣旨から、合議制による審査の対象としております（レビュー・パートナーによる審査と合議制による審査の併用方式）。

レビュー・パートナーは、社員のうち、審査対象会社の業務執行社員、定期的な検証を行う担当者及び補助者として監査業務を担当した社員を除く社員1名を、監査業務ごとに品質管理部長が選任しております。

合議制による審査会は、審査対象会社の業務執行社員、定期的な検証を行う担当者及び補助者として監査業務を担当した社員を除く常勤社員（3名）により構成されます。

f 監査調書

当監査法人は、監査ファイルの最終的な整理、監査調書の管理及び監査調書の保存や廃棄に関する方針及び手続を定めております。監査ファイルは監査報告書ごとにまとめ、監査報告書日から60日以内に整理を完了することとしております。

また、監査調書に関し、機密性、保管の安全性、アクセス可能性及び検索可能性を確保しております。なお、監査調書に記録された秘密の保持のため、正当な理由なく監査調書を他に示さないこととし、特に個人情報保護に関する法令等に留意することとしております。

⑥ 品質管理のシステムの監視

a 品質管理部による監視

当監査法人では、品質管理のシステムの監視は品質管理部が所管し、個々の監査業務において、法人全体の品質管理のシステムが有効に運用されているかを、常に監査計画、監査実施過程、監査意見形成等のプロセスを通じて監視しております。

また、日常的な監視のほかに、定期的（原則として1名のパートナーにつき少なくとも3年に1回）に監査実施状況を監視することとしております。

さらに、監査の品質向上及び法令遵守体制の強化に資するほか、監査業務に対する不服や疑義の申立てを行うことができるように、ウェブサイト上に通報窓口を設け、通報に適宜対処するための体制を整備しております。

b 品質管理上の不備に対する対応策

当監査法人は、品質管理のシステムの監視の結果、発見された不備及びその対応策については、業務執行社員及び職員に対して迅速かつ適切に通知いたします。業務執行社員は、当該不備が監査意見の形成に影響を与えていないことを確認するとともに、当該不備を改善するための是正措置を実施いたします。

また、当監査法人は、今後同じような不備を起こさないための予防的な是正措置として、

- ・ 訓練や能力開発に関する監査責任者への改善事項の伝達
- ・ 品質管理のシステムの変更
- ・ 当監査法人の定める品質管理システムに違反する者、特にそれを繰り返す者に対する懲戒処分等を講じております。

⑦ 監査事務所間の引継ぎ

当監査法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について、監査業務の引継ぎが適切に行われることを合理的に確保するため、日本公認会計士協会監査基準報告書900に準拠して、監査人の交代における監査業務の引継ぎについての方針及び手続を定めております。

⑧ 不正リスクへの対応方針

当監査法人は、「不正リスク対応基準」に対応した品質管理体制を整備運用しております。具体的には、まず、新規受嘱の段階において、不正リスクも十分に考慮して受嘱可否の判断を行うとともに、監査実施者の教育においても不正リスク対応のための能力向上に配慮した上で、不正リスクに応じた監査実施者の配置を行っております。また、業務の実施及び審査においても、不正リスクを重点項目として取り扱うことにより、深度ある手続を実施するとともに、実効性の高い審査を実施することのできる体制としております。これらの業務の実施状況については、定期的な検証及び日常的監視の過程においても重点テーマとして取り扱うことにより、不正リスクへの対応に係る品質管理体制の確実な運用を担保しております。

⑨ 共同監査

当監査法人は、原則として共同監査は実施いたしません。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

特定社員については、社員規程において監査業務を執行する権利と義務を有しない旨、また、特定社員を含む全社員数及び経営会議の構成メンバーのうち、特定社員の占める割合は25%を超えないもの

と規定しております。

- (4) 直近において公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

令和4年1月に日本公認会計士協会の品質管理レビューを受け、令和4年4月に「品質管理レビュー報告書」を交付されております。

- (5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置については、当監査法人において最終的な品質管理責任を負っている法人代表CEOが、当該措置が適正であることを確認しております。

5. 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行った者に限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項

該当事項はありません。

6. 外国会計事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

該当事項はありません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
17 人	1 人	18 人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員総会	法人の基本事項に係る意思決定を行う。	17 人	1 人	18 人
経営会議	日常的な法人業務の運営に関わる意思決定を行う。	4 人	1 人	5 人

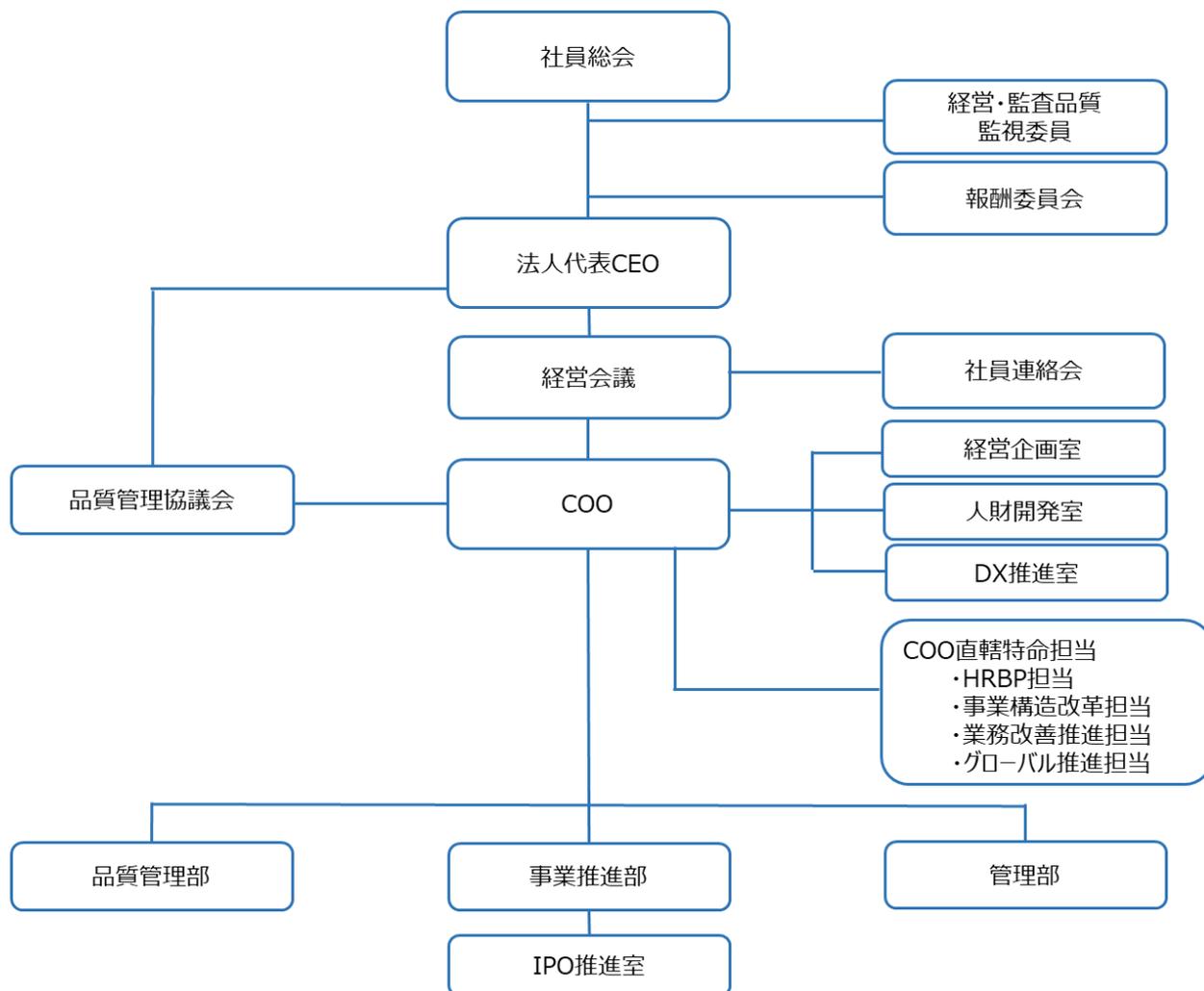
三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 東京事務所	東京都千代田区三番町3番地8	16 人	1 人	17 人	47 人
(従) 福岡事務所	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目4番25号	1		1	1

四. 監査法人の組織の概要

組織図

(令和6年6月30日現在)



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第16期 令和4年7月1日～令和5年6月30日	第17期 令和5年7月1日～令和6年6月30日
売上高		
監査証明業務	1,735,213	2,065,806
非監査証明業務	88,285	89,577
合計	1,823,498	2,155,384

六. 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

ユナイテッド株式会社
株式会社ラック
株式会社安楽亭
株式会社メンバーズ
株式会社アイフリークモバイル
株式会社アドバンスト・メディア
株式会社アイロムグループ
株式会社 f o n f u n
株式会社ソフィアホールディングス
サンコーテクノ株式会社
株式会社 D e f C o n s u l t i n g （旧：株式会社Success Holders）
株式会社エー・ピーホールディングス
小倉クラッチ株式会社
株式会社一蔵
株式会社ジーニー
株式会社オールアバウト
ミナトホールディングス株式会社
インスペック株式会社
ジェイフロンティア株式会社
サイジニア株式会社
株式会社大盛工業
株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス
株式会社さいか屋
株式会社インタートレード
株式会社マミーマート
株式会社篠崎屋
株式会社オークファン
株式会社アゴラ ホスピタリティー グループ
ラオックスホールディングス株式会社
株式会社モバイルファクトリー
株式会社東京ソワール
株式会社ハイパー
アグロカネショウ株式会社
株式会社ダイレクトマーケティングミックス
株式会社日本色材工業研究所
株式会社トレジャー・ファクトリー
株式会社メディアドゥ

以 上